

本メルマガは山下税理士に日常業務の中から「間違いやすい・見落としがちな」税務のチェックポイントをQ&A形式でご寄稿頂いたものになります。ぜひご参考になさってください。

### 『質問』

#### 持分会社の無限責任社員の死亡の場合法人税法上の取り扱い

##### 《内容》

関与先は持分会社の合資会社で、この度、合資会社甲社の唯一の無限責任社員であるA氏が死亡しました。なお、甲社の定款には、社員が死亡した場合、その持分が相続人に承継される旨の定めはありません。

このような場合には、会社法においては、合資会社の解散登記及び合同会社の設立登記を要することですが、法人税については、一旦合資会社を解散したものととして、みなし事業年度に係る解散申告を行うことになるのですか。

### 『答』

甲社の場合、無限責任社員 A 氏の死亡に伴い、合同会社となる定款の変更をしたものとみなされ、合資会社の解散登記及び合同会社の設立登記を要するとしても、法人税基本通達1-2-2の規定により、「法人が会社法その他の法令の規定によりその組織又は種類の変更をして他の組織又は種類の法人となった場合には、組織変更等前の法人の解散の登記、組織変更等後の法人の設立の登記にかかわらず、当該法人の事業年度は、その組織変更等によっては区分されず、継続することに留意する。」とされています。

したがって、みなし事業年度として区分されることはなく、解散申告等は要しないことになります。

### (解説)

- 1 持分会社とは、会社法において①合資会社②合同会社③合名会社の3つを総称して定義されていません(会社法575①)。この①の合資会社とは、無限責任社員と有限責任社員で構成される会社をいい(会社法576③)、また、②の合同会社とは、有限責任社員のみにより構成される会社のことをいい(会社法576④)、③の合名会社とは、無限責任社員のみにより構成される会社のことをいいます(会社法576②)。

なお、有限責任社員とは、会社債務をその出資の価額を限度として弁済する責任を負う社員をいい、無限責任社員とは、会社債務を上限なく弁済すべき責任を負う社員をいいます(会社法580②)。

2 ところで会社法においては、ご質問のケースの甲社は、無限責任社員A氏の死亡に伴い、有限責任社員のみとなったことから、無限責任社員と有限責任社員によって構成するとされる合資会社の要件を満たさなくなってしまう、この場合には、合同会社となる定款の変更をしたものとみなされ（会社法639②）、その後は合同会社に種類変更したものとして存続することになります（会社法638②二）。

そして、種類変更の定款の変更の効力が生じた日から2週間以内に、変更前の合資会社については解散の登記をし、変更後の合同会社については設立の登記をしなければならないこととされている（会社法919）ため、ご質問のように、登記上解散する合資会社としての解散申告を要するのではとの疑問が生じます。

3 しかしながら、法人税法上は、法人税基本通達1-2-2の規定においては、「法人が会社法その他の法令の規定によりその組織又は種類の変更をして他の組織又は種類の法人となった場合には、組織変更等前の法人の解散の登記、組織変更等後の法人の設立の登記にかかわらず、当該法人の事業年度は、その組織変更等によっては区分されず、継続することに留意する。」とされています。

したがって、甲社の場合、無限責任社員A氏の死亡に伴い、合同会社となる定款の変更をしたものとみなされ、合資会社の解散登記及び合同会社の設立登記を要するとしても、法人税においてはみなし事業年度として区分されることはなく、解散申告等は要しないこととなります。

4 参考までに、甲社は、合資会社から合同会社への種類変更に伴い、「名称の変更」が生じますから、その旨を記載した異動届出書を提出すべきこととなります。

## 〈著者プロフィール〉

山下 徳夫 氏

税理士、長崎県出身、旧大蔵省在職時には、法人税法関係の法律の企画立案事務に従事し、税務大学校教授在職中に公益法人課税・減価償却関係等に関する論文発表。

### ■■■■■ 著作権 など ■■■■■

著作権者の承諾なしにコンテンツを複製、他の電子メディアや印刷物などに再利用(転用)することは、著作権法に触れる行為となります。また、メールマガジンにより専門的アドバイスまたはサービスを提供するものではありません。貴社の事業に影響を及ぼす可能性のある一切の決定または行為を行う前に必ず資格のある専門家のアドバイスを受ける必要があります。メールマガジンに依拠することによりメールマガジンをお読み頂いている方々が被った損失について一切責任を負わないものとします。